庄内町地下道等長寿命化修繕計画

庄 内 町 建 設 課 令和3年2月

1. はじめに

庄内町には、地下歩道や道路のアンダーパス(以下、「地下道等」という。)が 11 箇所 あります。そのうちの 2 箇所は交差する道路管理者が管理、8 箇所は交差する道路管理者 が主たる構造体を管理することとなっているため、本町が全体を管理する箇所は、町道清 川南町線にある陸羽西線と交差する地下歩道 1 箇所となっています。

交差する道路管理者が主たる構造体を管理する地下道等においては、本町では照明灯 や舗装など通行に係る事項を管理することとなっているため、これらについては、それぞ れの長寿命化修繕計画に委ねることとし、本計画では、全体を管理する町道清川南町線の 地下歩道と、排水施設の長寿命化修繕計画を策定します。

限られた予算内で地下道等の適切な管理を実現するため、従来の対症療法的な修繕から予防保全的な修繕へ転換し、長寿命化及び修繕・更新に必要な費用の縮減・平準化を図ることを目的とした長寿命化修繕計画を策定するものです。



2. 施設の現状と課題

(1) 管理施設の現状

庄内町では、令和2年12月31日現在、表1のとおり道路付属物を管理しています。

表 1 地下道等の施設数

(R2.12.31 現在) (箇所)

		アンダーパス					
地下道等	他の道路管理者	町の管理					
	(国) の管理	全体管理 通行に係る事項を管理					
11	2	1	1	7			

(2) 地下道等の現状

町の管理する地下道等のほとんどは、その異常等について道路管理者の点検ではなく、住民からの通報等で判明しており、緊急度の高いものから優先的に対処して修繕等を行っていますが、十分とは言えない状況です。

3. 地下道等の維持管理の基本的な考え方及び計画期間

地下道等の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→(次回点検)のメンテナンスサイクルを構築します。

地下道等の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

本計画は、令和3年度から起算して5年目にあたる令和7年度までを第1次の計画期間とし、令和8年度以降の計画については、再度の点検、診断を実施し見直しを行うものとします。

(1) 点検方法・点検頻度

地下道等の点検の方法は近接目視を基本とし、頻度は表2のとおりとします。

 点検方法
 点検頻度

 定期点検
 5年に1度

 日常点検
 巡視の機会を通じた状況把握

表 2 点検方法・点検頻度

(2) 診断及び対策の要否の判定

点検の結果、地下道等の損傷状況を把握したうえで、損傷内容毎の対策の要否について表3のとおり判定を行います。

判定区分 I (健全) 又は II (予防保全段階)の状態を恒常的に維持することを管理目標とし、判定区分Ⅲ(早期措置段階)又はIV (緊急措置段階)と判定された施設は早期に対策を行います。

判定区分		診断	対 策		
I	健全	地下道等の機能に支障が生じていない状態	補修を行う必要がない		
П	予防保全段階	地下道等の機能に支障は生じていないが、 予防保全の観点から、措置を講ずることが 望ましい状態	状況に応じて補修を行 う、又は次回点検まで に補修を行う		
Ш	早期措置段階	地下道等の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	維持作業で早急に対応する		
IV	緊急措置段階	地下道等の機能に支障が生じている、又は 生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を 講ずべき状態	安全性の観点から緊急対応を行う		

表3 判定区分及び対策

4. 補修計画の方針及び対策の優先順位

損傷状況、第三者等への被害の深刻度、路線の重要性等を考慮し、修繕や交換の優先順位を決定します。

点検の結果、重要な路線に設定されており早急に必要があると判定された地下道等を 最優先に修繕等を実施します。

なお、点検・詳細調査・修繕等によって適宜優先順位の見直しを行います。

また、点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履 歴を確実に記録し、これを保管します。

5. 地下道等の状態、対策内容、実施時期

地下道等の状態、対策内容、実施時期は、表4のとおりです。

表 4 地下道等の状態、対策内容、実施時期等

(R2.12.31 現在)

										,
路	交	地下道		町の管		排水機		占	判	対
广 行		等の	り別	理划	犬況	械管	管理	点 検	十月	
線	差	地	ア	全	通	あ	な	• 判	定	策
名	道	下	ンダ		行に			定	区	0
71	路	歩			係る			の 時		時
等	等	道	パス	部	に係る事項	b	l	期	分	期
	国道 47 号	<u> </u>		ы						
表町館長畑線	(高規格道路)		0		0		0	R7	未判定	表 3
人 囚	(同风竹坦町)									
今岡荒鍋東興 野線	国道 47 号	0				(国	0	管 理	!)	
払田茗荷瀬線	国道 47 号		0		0		0	R6	未判定	表 3
公山名 何傾脉	(高規格道路)		0					КO	小 刊足	2人3
 狩川大川渡線	国道 47 号		0				0	R4	未判定	表 3
33717X7110X/M	国是 11 7				0		0	K I	>10 1 1 3 AC	五0
南口茗荷瀬線	国道 47 号				0		0	R6	未判定	表 3
	(高規格道路)							no no	71411AC	10
払田常万線	国道 47 号		0		0	0		R3	未判定	表 3
(南野 1 号線) ※1	国道 47 号	0				(国	0	管 理])	
	主要地方道									
西袋 4 号線	庄内空港立川線		0		0		0	R5	未判定	表 3
電配工 組約	国送 47 日							D 4	土如中	± 0
西興野古関線	国道 47 号		\circ		\circ		\circ	R4	未判定	表 3
清川南町線	陸羽西線	0		0		0		R3	未判定	表 3
1111 L 1 L	大田 いか							NO	\K 111\C	20
(余目地下歩	国道 47 号	0			0	0		R7	未判定	表 3
道) ※2	(高規格道路)							11.1	\1414VC	20

- ・ 点検での判定区分に基づき、対策に必要な事項を整理し、標準的な対策工の概略検討し、損傷状況や周辺状況等を踏まえ適切に対策を実施します。
- ※1 町道と直接接続する地下歩道
- ※2 国との協議により通行に係る事項が管理移管となっている地下歩道

5. 地下道等の対策費用等

地下道等の対策費用は、表5のとおりです。

表 5 地下道等対策費用

(単位千円)

	地下道等本体		排水	機械	
路線名等	予 防 保 全 ※ 1	緊 急 対応等	予 防 保 全 ※ 3	緊 急 対応等 ※ 4	照明灯や舗装など 通行に係る事項
清川南町線	200	※ 2	300	1, 200	
払田常万線			500	1, 200	
(余目地下歩道)			300	1, 200	
表町館長畑線					舗装長寿命化修繕
払田茗荷瀬線					又は 附属物長寿命化修繕
狩川大川渡線					で実施
南口茗荷瀬線				,	
西袋 4 号線					
西興野古関線					

- ※1 単年度の対策費用
- ※2 判定区分Ⅲ、IVの対策が必要となった時に、詳細に調査し算定
- ※3 4年~5年に一度の対策費用(オーバーホールを含む)
- ※4 15年~20年に一度の対策費用(機械の交換を含む)

計画策定部署

郵便番号 999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1

庄内町役場 建設課 建設係

電話: 0234-43-0221 FAX: 0234-42-0822

E-mail : kensetsu@town.shonai.yamagata.jp